

南会津地方地域自立支援協議会設置要綱

(協議会の共同設置)

第1条 下郷町、檜枝岐村、只見町及び南会津町（以下「構成町村」という。）は障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の10の規定に基づき、地域における障がい福祉に関する連携及び支援体制に関する協議を行うため、南会津地方地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業者の適正な実施のための評価等
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること
- (5) 就労支援に関する協議及び調整
- (6) その他障がい者の支援及び協議会の運営に必要な事項

(協議会の構成)

第3条 協議会には全体会議及び運営会議を置く。

2 協議会には、必要に応じて部会を置くことができる。

(全体会議の委員)

第4条 全体会議は、別表第1に定める機関（障がい福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育関係者、雇用関係機関、障がい者関係団体、学識経験者、行政関係者等）から推薦された委員及び別表第2に定める委員（相談支援事業者等）をもって構成する。

2 全体会議の委員については、全体会議の了承をえて、これを変更することができる。

3 委員の任期は2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することができる。

5 委員に対する旅費及び報償費は支出しない。

(全体会の役員)

第5条 全体会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総理、全体会議を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けたときには、その職務を代行する。
(全体会議の会議)

第6条 全体会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聞くことができる。
(運営会議)

第7条 運営会議は、構成町村の障がい保健福祉担当者と構成する。

- 2 運営会議は、構成員として南会津保健福祉事務所の担当者、相談支援アドバイザー、その他必要な関係者を加えることができる。
- 3 運営会議は、協議会の運営について必要な調整、提案を行う。
- 4 運営会議に事務局長を置く。
- 5 運営会議は、事務局長が招集し、事務局長が議長となる。
- 6 事務局長は、運営会議で協議の上決定する。
(庶務)

第8条 協議会の運営に関する庶務は、運営会議構成員で処理する。

- 2 構成町村で協議の上、庶務は委託することができる。
(守秘義務)

第9条 協議会の委員又は関係者は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の組織及び運営に必要な事項は運営会議に諮って会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 第6条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、協議会の設立に係る庶務は、第7条の運営会議に準じて構成された設立準備会の代表者がこれを行う。

別表第1 (第4条関係)

(社福) 下郷町社会福祉協議会
(社福) 檜枝岐村社会福祉協議会
(社福) 只見町社会福祉協議会
(社福) 南会津町社会福祉協議会
NPO法人あたご
NPO法人木の葉
あかまつ荘
(社) 会津社会事業協会
南会津病院
下郷町教育委員会
檜枝岐村教育委員会
只見町教育委員会
南会津町教育委員会
南会津教育事務所
会津障がい者就業・生活支援センター
身体障がい者福祉協会南会津支部
南会津地方手をつなぐ親の会
南会津地域精神障がい者家族会
南会津精神保健福祉ボランティア「ほほえみサークル」
NPO法人こまどり会
南会津地方民生委員会長連絡会
下郷町
檜枝岐村
只見町
南会津町
南会津保健福祉事務所
会津児童相談所南会津相談室

別表第2 (第4条関係)

相談支援アドバイザー
身体障がい者相談員代表
知的障がい者相談員代表